



# 参議院議員通常選挙 「投票立会人」の募集

岡町選挙管理委員会 ☎028(677)1111

多くの人に選挙を身近に感じていただき、気軽に投票できる投票所づくりを目指すため、投票立会人を募集します。

立会の種類	期日前の立会い	当日の立会い
立会場所	期日前投票所(芳賀町役場)	選挙人名簿に登録されている各投票所
立会日	期日前投票期間(告示日翌日~投票日前日)のうち、希望する日	選挙日当日
立会時間	投票時間 8:30~20:00 集合時間 8:15 解散時間 20:15頃	投票時間 7:00~20:00 集合時間 6:30 解散時間 20:15頃 ※立会人3人のうち1人は、開票所へ投票箱を移送していただきます。
立会人数	2人/日	3人/投票所
報酬	9,500円(源泉徴収有り) 指定口座にお振り込みします。	10,700円(源泉徴収有り) 指定口座にお振り込みします。
その他	昼食、夕食は事務局で用意します。	昼食、夕食は事務局で用意します。

## 【応募資格】

応募時に芳賀町内に住所を有し、芳賀町選挙人名簿に登録されている人で、公職選挙法第11条第1項各号(禁固以上の刑に処せられ、その刑が執行中の人等)に該当しない人。

## 【応募方法】

町ホームページまたは役場2階総務課の申込書に記入の上、選挙管理委員会事務局に提出(郵送可:〒321-3392 芳賀町大字祖母井1020番地 芳賀町選挙管理委員会事務局)

## 【募集期限】

6月15日(水)17:00必着

## 【立会人の決定】

応募資格確認後、立会人可否の連絡と日程調整の文書を送付します。

応募により取得した個人情報、投票立会人の選任以外の目的には使用しません。



### 【Q1】投票立会人の業務とは?

【A1】期日前または投票日当日の投票所において、投票が公正に行われているかを見届けることが主な業務です。  
選挙制度や政治等に関する専門知識や経験は不要であり、決して難しい内容ではありません。

### 【Q2】どのようなことをするの?何時間立ち会えばいいの?

【A2】業務内容は次の4つです。立会時間等は上の表をご覧ください。  
1 最初に投票する際に、投票箱が空であることの確認(期日前投票の場合、初日のみ)  
2 投票する人が投票所に入場し、投票用紙を間違いなく投票箱に入れ、退場するまでの確認  
3 投票終了後に、投票箱が封鎖されているかの確認  
4 その他、投票手続きの全般に立ち会うこと等

選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村です。  
今回、公職選挙法が改正されたことにより、新しく有権者となる18歳、19歳の人が今年の春に引っ越しても、旧住所地に3カ月以上住んでいた場合、夏の選挙には旧住所地で投票できます。

引っ越しても旧住所地で投票することができます

選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられます

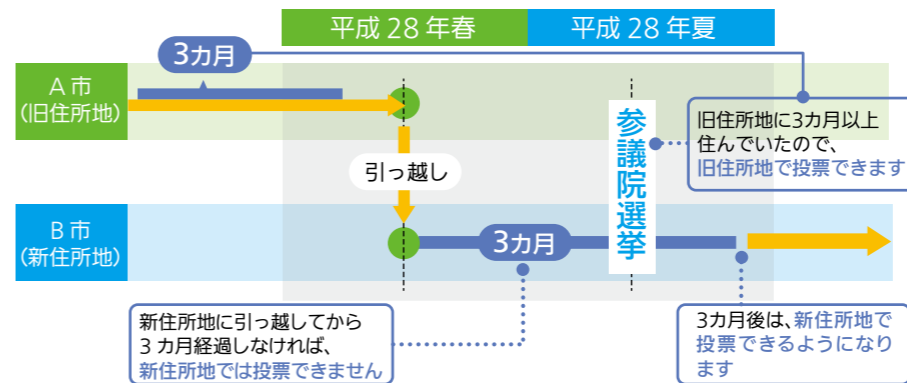
今年の春、引っ越しした人へ

岡町選挙管理委員会 ☎028(677)1111

明るい選挙のキャラクター 選挙のめいすいくん

引っ越して3カ月以上経ってないけど、投票するにはどうしたらいいの?

投票日当日に、旧住所地に行っても投票することができます。また、投票日前でも、旧住所地の期日前投票所に行っても投票することができます。



A 旧住所地で投票できます

旧住所地に行けない場合はどうしたらいいの?

選挙期間中に旧住所地に行くことができない場合は、不在者投票という制度を活用することができます。

不在者投票の手続き

- 1 旧住所地の市町村の選挙管理委員会に、直接または郵便物で投票用紙など必要な書類を請求します。
- 2 交付された投票用紙など持参して、新住所地市区町村の選挙管理委員会に出向きます。

【注意】不在者投票は、書類のやりとりを郵送で行うため、手続きに時間がかかりますので早めに請求してください。

A 不在者投票という方法があります

## 不在者投票の流れ



※不在者投票は、選挙期間中、仕事や旅行などで現住所地以外の市区町村に滞在している人も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で行うことができます。